

「読売新聞記事 日英文対応コーパス」に関する使用許諾契約書

_____（以下「甲」という）と日外アソシエーツ株式会社（以下「乙」という）は、読売新聞社（読売新聞東京本社、大阪本社、西部本社をいう。以下、同じ）の「読売新聞記事 日英文対応コーパス」（以下、「日英文対応コーパス」という）の使用に関し以下の通り契約（以下「本契約」という）する。

第1条（日英文対応コーパス）の定義

1. 「日英文対応コーパス」とは、読売新聞社が作成した年別の「読売新聞」の日本語と「The Japan News」の英語の新聞記事データに対し、自動的に記事対応を取り、さらに対応記事内の文対応を取ったものである。
2. 前項の規定にかかわらず、読売新聞社に著作権のない記事は、「日英文対応コーパス」には含まれない。

第2条（使用の許諾）

甲は、甲が別紙に記載した開発・研究目的及び指定コンピューターにおいて「日英文対応コーパス」を使用できる。

第3条（提供方法）

乙は甲に対し、規定の注文書にしたがい、年別の「日英文対応コーパス」CD-ROM またはDVD-ROM を付帯する資料とともに提供するものとする。

第4条（対価）

1. 甲は、「日英文対応コーパス」使用の対価として、別紙に定める使用料を乙に支払うものとする。
2. 甲は、乙からの請求書を受領後速やかに、乙の指定する銀行口座に当該使用料に消費税相当額を加算した額を振り込む方法により、使用料を支払うものとする。

第5条（権利の帰属）

1. 甲乙両者は、「日英文対応コーパス」の一部または全部及び付帯する「日英文対応コーパス」仕様書、第6条1項に規定された翻案物等の著作権（著作権法〔昭和45年5月6日法律第48号〕第27条および第28条に定める権利を含む。以下同じ）及びその他一切の権利が、読売新聞社に帰属することを確認する。
2. 乙は、読売新聞社が著作権を有する「日英文対応コーパス」を本契約に基づき、甲へ販売し使用を許諾する正当な権限を有することを保証する。

第6条（使用許諾の範囲）

1. 甲は、「日英文対応コーパス」の一部または全部を、甲が別紙に記載した開発・研究目的の範囲内で、複製および翻訳等の改変を行うことができる。
2. 甲は、「日英文対応コーパス」を開発・研究目的のみに使用するものとし、開発・研究が終了した後の甲の製品には、一切「日英文対応コーパス」を含んではならない。
3. 甲は、乙の書面による許可がない限り、「日英文対応コーパス」の一部または全部及びそれを複製したもの、あるいは、それを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、譲渡、移管、刊行、配布してはならない。

第7条（利用の範囲）

1. 「日英文対応コーパス」が利用できる期間は、別紙に記載した開発・研究目的が達成した時まで、とする。開発・研究目的が終了した時点で、速やかに当該「日英文対応コーパス」CD-ROM またはDVD-ROM を乙に返却または甲の責任の元で再利用ができないように廃棄するものとする。また、甲はハードディスクなど、別の記憶媒体に格納した「日英文対応コーパス」を速やかに消去しなければならない。
2. 乙は甲に対し、年1回継続使用の可否を確認することができる。

第8条（知見の発表）

1. 甲は、本契約に違反しない範囲において、「日英文対応コーパス」を使用して得られた知見に関する研究発表、あるいは成果発表を行うことができる。
2. 甲は、内部または外部の発表論文や発表記事などには、「日英文対応コーパス」を使用したことを明記するものとする。また、学会などへの発表論文の別刷りまたはコピーを乙及び読売新聞東京本社に1部ずつ提出するものとする。

第9条（機密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から機密である旨明示され、開示された情報を、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩してはならない。
2. 前項の条項は、本契約の解除または終了後も2年間有効に存続する。

第10条（損害賠償の請求）

乙は甲に対し、本契約に違反し、乙または読売新聞社に対し損害を与えた場合は、損害に相当する違約金または損害賠償を請求することができる。

第11条（解除）

甲は1ヶ月前に書面で通告することにより、本契約を解除することができる。また、甲及び乙

は相手方が本契約上の履行義務を怠った場合には、いつでも本契約を解除することができる。

第 12 条（有効期間）

本契約は、契約締結日より発効し、第 7 条の規定、第 11 条の規定により解除されない限り、有効に存続するものとする。

第 13 条（契約解除、終了後の措置）

本契約が解除または終了した場合は、甲はただちに「日英文対応コーパス」を破棄または消去し、付帯資料を乙に返還しなければならない。なお、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除または終了した場合を除き、すでに支払われた使用料は返還されないものとする。

第 14 条（協議）

この契約に定めのない事項及び疑義については、甲乙互譲協調の精神をもって協議決定する。

本契約の証としてこの契約書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各 1 通を保持する。

年 月 日

甲

乙 〒140-0013 東京都品川区南大井6-16-16
鈴木ビル大森アネックス
日外アソシエーツ株式会社
代表取締役社長 大高利夫

別紙

「読売新聞記事 日英文対応コーパス」に関する使用許諾契約書の第2条、第4条、第6条、第7条にいう別紙

1. 開発・研究目的及び指定コンピューター

(1) 事業所名

(2) 所在地

(3) 開発・研究目的

(4) 指定コンピューター（サーバー、端末の台数、ID・PWの発行数）

2. 使用料

¥ _____

責任者名

印